

障害のある方などの各種手当一覽

制度	対象者	給付の内容など
特別児童扶養手当(国制度)	次のいずれかの障害程度で20歳未満の児童を扶養する父母または養育者。①身体障害者手帳1～4級の一部②愛の手帳1～3度程度③「①」「②」と同程度の疾病若しくは、身体または精神に障害のある方	月額51,100円または34,030円(等級による)
特別障害者手当(国制度)	①20歳以上の日常生活で常時特別な介護を必要とする程度の障害のある方②身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度程度で重複障害の方③「①」「②」と同程度の疾病、精神障害があり1人で日常生活ができない状態の方	月額26,620円
障害児福祉手当(国制度)	①20歳未満の日常生活で常時介護を必要とする程度の児童②身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度程度③「①」「②」と同程度の疾病、精神障害のある児童	月額14,480円
心身障害者福祉手当(都制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳以上64歳以下の方。①身体障害者手帳1～2級②愛の手帳1～3度③脳性麻痺(まひ)④進行性筋萎縮(いしゆく)症	月額15,500円(併給なし)
重度心身障害者手当(都制度)	次のいずれかの障害程度のある64歳以下の方(東京都の認定が必要)。①最重度の知的障害で常時特別な介護が必要な方②重度の知的障害と身体障害を重複の方③重度の肢体不自由で両上肢、両下肢の機能が失われ常時特別な介護が必要な方	月額60,000円
心身障害者手当(市制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳以上64歳以下の方。①身体障害者手帳4級以上②愛の手帳4度以上	月額4,000円(併給なし)
心身障害児福祉手当(市制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳未満の児童を扶養する父母など。①身体障害者手帳4級以上②愛の手帳4度以上	月額4,500円
福祉タクシー利用助成(市制度)	次のいずれかの障害程度のある方。①身体障害者手帳1～2級②愛の手帳1～2度	半年で19,800円を上限
心身障害者(児)ガソリン費補助(市制度)	次のいずれかの障害程度のある方。①身体障害者手帳6級以上②愛の手帳4度以上	月額1円あたり54円(上限は等級により30または50円)
難病患者者援護金(市制度)	市が定める特殊疾病に罹患して、特定医療費(指定難病)受給者証等(法制番号54・82・83)をお持ちの方。	月額4,500円(併給なし)
◆児童扶養手当(国制度)	18歳到達の年度末までの児童、または20歳未満で政令で定める程度の障害のある児童を養育し、次の要件に該当している方。①父子・母子・養育者家庭など②父または母が重度の障害である場合	月額1人の場合42,000円～9,910円(所得額による)
◆児童育成手当-育成手当(都制度)	18歳到達の年度末までの児童を養育し、次の要件に該当している方。①父子・母子・養育者家庭など②父または母が身体障害者手帳1～2級程度である場合	月額1人13,500円
◆児童育成手当-障害手当(都制度)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。①身体障害者手帳1～2級程度②愛の手帳1～3度程度③脳性麻痺(まひ)④進行性筋萎縮(いしゆく)症	月額1人15,500円

※いずれも所得制限などがあります。金額が変更になる場合もあります。詳しくは、◆が付いた手当は子育て支援課助成係 ☎ 497・2088、その他は障害福祉課庶務係 ☎ 497・2072 へお問い合わせください。

平成27年国勢調査を全国一斉に行います

国勢調査は、統計法という法律に基づいて、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する統計調査です。

9月上旬から調査員がお伺いします

調査員が皆さまのお宅を訪問し、調査書類をお配りします。この調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。

インターネット回答期限 9月10日(木)～20日(日)

調査票配布日 9月26日(土)～30日(水)

※今回の国勢調査から、パソコンだけでなくタブレット端末やスマートフォンからもご回答いただけるようになりました。

国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください

国勢調査を装った不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで速やかに文書法制課統計係にお知らせください。

※調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯し、「腕章」を着用しています。

問合せ 文書法制課統計係 ☎ 497・2032



国勢調査員証



国勢調査員証が着用している腕章(見本)

第35回清瀬市民マラソン大会出場者募集

対象 小・中学生＝市内在学で小学4年生～中学生の方、一般(高校生以上)＝制限なし

受付時間・場所 10月12日(月)午前7時45分～8時15分(雨天決行)・八小

種目 4キ、7キ、(小・中学生と一般女子は4キのみ)

費用 小・中学生500円、一般(高校生以上)千円

※主催はNPO法人清瀬市体育協会。コース経路は市報9月15日号でお知らせします。

※申込みは、9月1日から15日までに生涯学習スポーツ課・各地域市民センター・中央図書館・児童センター・コミュニティプラザひまわりにある申込用紙に必要事項を記入し(小・中学生は保護者の署名・押印が必要)、費用を添えて直接各窓口へ。

問合せ 清瀬文化スポーツ事業団 ☎ 493・4033 (午前9時～午後8時・月曜休み)

10月から下水道使用料の一部が変わります

整備してから40年近くが経過し、老朽化した下水道を整備していくための多額の費用は、本来皆さんからいただいた下水道使用料から賄う必要があります。しかし、近年の少子高齢化などで下水道使用料収入は年々減少しており、その財源を一部税金(一般財源)に頼らざるを得ない状況になっています。

そこで、10月1日(水)から下水道使用料の「基本料金区分」を見直し、現行の10立方メートルから8立方メートルに変更しました。

具体的には、1か月当たりの汚水排出量が8立方メートル以下の世帯・事業所は現行どおり、9立方メートルの世帯・事業所は105円(税抜き)が加算、10立方メートル以上の世帯(事業所)は210円(税抜き)が加算されます。
問合せ 下水道課 庶務係 ☎ 497・2531

区分	現行料金表		新料金表	
	汚水排出量	使用料	汚水排出量	使用料
基本料金	10立方メートル以下	484円	8立方メートル以下	484円
	10立方メートルを超え20立方メートル以下	105円/立方メートル	8立方メートルを超え20立方メートル以下	105円/立方メートル
一般汚水 従量料金	20立方メートルを超え50立方メートル以下	149円/立方メートル	20立方メートルを超え50立方メートル以下	149円/立方メートル
	50立方メートルを超え100立方メートル以下	187円/立方メートル	50立方メートルを超え100立方メートル以下	187円/立方メートル
	100立方メートルを超え200立方メートル以下	220円/立方メートル	100立方メートルを超え200立方メートル以下	220円/立方メートル
	200立方メートルを超え500立方メートル以下	275円/立方メートル	200立方メートルを超え500立方メートル以下	275円/立方メートル
	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下	319円/立方メートル	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下	319円/立方メートル
	1,000立方メートルを超え	363円/立方メートル	1,000立方メートルを超え	363円/立方メートル

自消衛防消団防ポ
①平成27年度消防団ポンプ操法審査会
清瀬市消防団(7個分)では、消防ポンプ車の操法技術を競う審査会を開催します。
日時 9月5日(土)午前9時～11時30分
場所 児童センター
※直接会場へ。駐車場に限りがありますので、車でのご来場はご遠慮ください。
②自衛消防訓練審査会
清瀬消防署では、屋内消火栓などが設置されている事業所の自衛消防隊を対象に、自衛消防訓練審査会を開催します。
9月11日(金)午前9時

訓練審査法会審を査開催と
30分～午後0時30分(小雨決行)
場所 コミュニティプラザひまわり
※直接会場へ。
問合せ ①防災防犯課防災係 ☎ 497・1847 ②清瀬消防署 ☎ 491・0119
◆消防団の操法訓練にご協力を
万が一の災害や火災などに備え、ポンプ車による操法訓練を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。
期間・時間 9月上旬まで 午後8時～10時
場所 市内各所
問合せ 防災防犯課防災係 ☎ 497・1847



訓練の成果を披露する消防団員(左)と自衛消防訓練審査会の出場者(昨年)

住民票のある住所地以外にお住まいの方は申請を

マイナンバー制度の施行に伴い、10月以降、住民票の住所地にマイナンバーを記した『通知カード』が郵送されます。やむを得ない理由で、住民票の住所地で『通知カード』を受け取れない方は、以下のように申請してください。

対象 ①東日本大震災の被災者②DV・ストーカー行為・児童虐待などの被害者③1人暮らしで医療施設に長期入院されている方(いずれも住民票のある住所地以外にお住まいの方)

申請期間 9月25日(金)まで

申請書配布場所 市民課・松山出張所・野塩出張所

登録方法 申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに住民票のある住所地へ持参または郵送

※申請書は、市または総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/ からダウンロードできます。

問合せ 市民課住民係 ☎ 497・2037

「赤ちゃんのチカラプロジェクト事業」

0歳児親子ゲスト募集

今回、小学校6年生が学ぶ授業に子どもと一緒に参加して、小学生たちと触れ合っていたただける親子を募集します。

◆対象 実施月に首が据わっていて、歩く前までの子ども(3か月～10か月ころ)とその親

◆日時 10月7日(水)・14日(水)・22日(木)・23日(金)・30日(金)①午前9時35分～10時20分②午前10時45分～11時30分③午前11時35分～12時20分(ただし、23日(金)は②③のみ)
※実施時間の20分前に集合してください。

◆場所 10月7日(水)＝七小・14日(水)＝三小・22日(木)＝十小・23日(金)＝八小・30日(金)＝清小

◆申込み 9月30日までに電話でNPO法人ウイズアイ ☎ 452・9765へ